

種苗事業者の中で、特に、家庭菜園向けの「よつぼし」の苗・鉢植え等を生産・販売する方へ

現状、「よつぼし」では、果実生産用（農業利用）と家庭菜園用と両方の利用が認められていますが、家庭菜園用の種苗流通で、様々な問題が発生しています。そのような不適切な種苗流通と明確に区別できるように、家庭菜園用の苗・鉢物等の生産・販売は、これまで以上に厳格に管理してください。

家庭菜園用の苗・鉢物等の生産・販売を行う事業者は、本研究会に正会員又は準会員として入会してください。

1. 栄養繁殖（ランナー増殖）の禁止

栄養繁殖（ランナー増殖）は厳しく禁じられています。種子1粒から苗1株以内、セル苗1株からポット苗1株以内、栄養繁殖がないことを厳守してください（ランナー増殖は、農業者が自らの経営内で使用し、育成者権者が示す条件を遵守するに限られます）。

2. 果実生産利用（農業利用）と苗生産利用（主に家庭菜園利用）の区分

・果実生産者が、苗・鉢植え株・プランター植え株等を販売することは、原則、できません。

果実生産用の定植で余った苗を鉢植え販売したり、果実生産株を掘り上げて鉢植え販売することは控えてください。

・1つの事業体で果実生産と種苗生産の両方の事業を実施している等、特殊な事情がある場合は、事務局までご相談ください。 事務局連絡先 e-mail: syushi22@seedstrawberry.com

3. 品種表示

・販売する苗・鉢植え株・プランター植え株等には、必ず、所定のラベルを付けてください。

・ラベルの購入は、種苗を購入した種苗店にお問い合わせください。

・ラベルは、種苗購入数以下の枚数しか購入できません（栄養繁殖できないため）。

・令和6年1月以降、ラベルは、種苗購入の際に一緒にご購入ください（それまでは、種苗購入数を確認のうえの販売になります）

4. 販売先への周知と指導

・苗・鉢植え株・プランター植え株等の販売先に対し、(別紙)「資料④：一般消費者向け説明（よつぼし品種利用ルール）」を配布し、適切な品種利用がなされるよう指導してください。

・必ず、末端の購入者まで情報伝達してください。情報が伝達できない流通形態は認められません。

5. 種苗等の海外持ち出し禁止

「よつぼし」は、果実を除く全植物体（種子、苗、株、ランナー、花粉、組織等一切の遺伝資源）の海外への無断持ち出しが禁止されています。自ら持ち出さないだけでなく、持ち出す人に譲渡することもできません。

6. 調査への協力

品種育成者権侵害の事例が発生した際には、育成者の指示に従い、必要な調査に協力してください。調査に協力できるよう、種苗の販売先を記録しておいてください。